

高第 1561 号
令和 3 年 5 月 28 日

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の実施期間再延長に伴う県立高等学校等の教育活動等について（通知）

このことについて、令和 3 年 4 月 16 日付け教育長通知及び令和 3 年 5 月 8 日付け教育長通知により、まん延防止等重点措置の実施期間中における県立高等学校等の教育活動等についてお示したところです。

この度、特措法第 31 条の 4 第 3 項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の期間が令和 3 年 6 月 20 日まで延長されたことを受け、本県においては、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針*」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針*」に基づき、6 月 1 日から 6 月 20 日まで引き続き感染の拡大防止に取り組むことになりました。

ついでには、県教育委員会として、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、生徒の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら次のとおり対応していくこととしましたので通知します。各学校においては、引き続き緊張感を持ち、遺漏なく対応くださるようお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置の実施期間後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。また、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

*:「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和 3 年 4 月 24 日改定）、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」（令和 3 年 4 月 16 日改定）については従前通り

《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

《具体的な対応等》

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 感染防止対策の徹底について

- 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

ウ 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

エ 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

オ 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

カ PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。

キ 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止等重点措置の実施期間中の夜間(19時以降)における利用は、中止とする。

【まん延防止等重点措置の実施期間中の教育活動に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、感染者の割合が上昇し、急速に従来株からの置き換わりが進みつつあるとされている変異株についても、国立感染症研究所によると、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」(飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり)」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令

和3年5月7日付け保体第1271号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、警戒度を高め、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと。

ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。

オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。

カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を行わないこと。

○ 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

カ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

○ 県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

2 学習活動における留意事項について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適

切に取り扱うこと。

ウ 今後の感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるよう、対面による授業とオンラインによる学習の併用について、各学校において準備を進めておくこと。

3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を強化・徹底するよう生徒を指導すること。
 - ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
 - イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

4 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

5 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年5月7日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、B.1.617(インドで最初に検出された変異株)などを含め、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7(英国で最初に検出された変異株)、B.1.351(南アフリカで最初に検出された変異株)、P.1(日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株)、P.3(フィリピンで最初に検出された変異株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(英国で最初に検出された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定)。また、英国や南アフリカで最初に検出された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、南アフリカで最初に検出された変異株、日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株、フィリピンで最初に検出された変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。これら懸念される変異株の割合が関西では高い水準が継続しており、従来株から置き換わったと推定されている。他の地域でも割合が上昇傾向にあり、今後、全国的に置き換わっていくことが予想される。また、注目すべき変異株は、R.1(E484Kがある変異株)、B.1.427/B.1.429(米国で最初に検出された変異株)、B.1.617(インドで最初に検出された変異株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

問合せ先

【学習活動に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045)210-8260 (直通)

【部活動(運動部)に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動(文化部)に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

別紙1**県立高等学校等におけるまん延防止等重点措置の実施期間中の授業実施上の留意事項**

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ○授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。 ○発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。 ○生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。
2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項	
理 科	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
保 健 体 育	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な身体的距離を確保できない状況においては、十分な呼吸ができなくなるリスクがある場合を除いて、マスクを着用させること。 ○用具・ボール等の共用はできるだけ避け、やむを得ない場合は特定の少人数で使用し、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うとともに、身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は極力避けること。 ○特に体育館などの屋内において実技を行う場合は、呼気が激しくならないよう生徒の運動量を調整すること。
音 楽	<ul style="list-style-type: none"> ○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようにする。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱させることから、生徒の体調に留意すること。 ○楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようにすること。

美術・工芸	<p>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
書道	<p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
外国語	<p>○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</p>
家庭	<p>○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用を1台につき生徒2名までとする、対面にならないよう配置するなどの工夫をすること。</p> <p>○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</p>
情報	<p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>
農業	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。（実習製品等の販売については職員が行う）</p> <p>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>

工業	<ul style="list-style-type: none"> ○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○技術指導、安全指導などは、ICT の活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。 ○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒による外部への販売実習は避けること。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。 ○生徒が共用して触れるパソコン等機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。
水産	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。（実習製品等の販売については職員が行う） ○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。 ○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施する。特に、食事や入浴など飛沫感染するリスクの高い作業等については、必要な感染防止措置を取ること。 ○船内は、ルビスタ等を用いて、定期的に消毒を行うとともに、送風機等を用いて換気を徹底すること。
看護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、必要な感染防止措置を取った上で最低限の回数にとどめること。 ○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は避けること。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。

別紙2

県立高等学校等におけるまん延防止等重点措置の実施期間中の部活動実施上の留意事項

1 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

- ・当面、校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。
※関東大会県予選兼高校総体県予選自転車（ロード）を含む

2 地区及び県域での公式大会・コンクール等

- ・当面、校長の判断の下、参加の可否を決定することとする。
- ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、実施会場と調整の上、校長の判断の下、実施の可否を決定することとする。
※学校関係団体等が主催する事業を含む。

3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- ・泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

4 通常の部活動の実施形態等

活動形態	・ 万全な感染防止対策を講じた上での活動 ・ 感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
活動範囲	・ 地区及び県域での公式大会やコンクール等については、各校の校長判断で実施する
指導者	・ 部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること ・ 大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること

5 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・ 校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・ 顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・ 各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）

- ・ 各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇

所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を強化し、徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ではないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合や生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。
- ・文化部活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用すること。歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

6 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅

中などの機会に感染した可能性があるとしてされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層強化・徹底するようお願いします。

※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。

なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

令和3年5月28日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～6月20日

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

4月28日から、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を追加

5月12日から、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加

6月1日から、平塚市、小田原市、秦野市を追加

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等のみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

<p style="text-align: center;">措置区域</p> <p>横浜市・川崎市・相模原市 4月28日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加 5月12日から、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を追加 6月1日から、平塚市、小田原市、秦野市を追加</p>	<p style="text-align: center;">その他区域</p>
<p>営業時間の短縮（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5 時から 20 時まで <p style="text-align: center;">〔 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止 〕</p>	<p>営業時間の短縮（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5 時から 21 時まで <p style="text-align: center;">〔 酒類の提供は 11 時から 20 時まで 但し、提供本数制限や提供時間の制限など 実情に応じた対応 〕</p>

<p>まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 ・ 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止 	<p>まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知 ・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 ・ 酒類の提供は、提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応
<p>必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条） 	
<p>全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）</p>	

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。(平塚市、小田原市、秦野市は6月1日から)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	

<p>マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など</p> <p>個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など</p> <p>スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など</p>	<p>1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請</p> <p>1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
	<p>入場整理等の働きかけ</p>	
<p>大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など</p>	<p>1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（但し生活必需物資を除く）</p> <p>1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ（但し生活必需物資を除く）</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ（但し生活必需物資を除く）</p>
	<p>入場整理等の働きかけ</p>	
<p>スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など</p>	<p>感染防止対策の徹底等</p>	
<p>幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など</p>	<p>学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請</p>	
<p>葬祭場</p>	<p>酒類提供自粛（酒類の店内持込含む）の働きかけ</p>	
<p>図書館</p>	<p>入場整理の働きかけ</p>	
<p>ネットカフェ、マンガ喫茶 など</p>	<p>入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ</p>	
<p>銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など</p>		

※1 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

○ 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○ 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

<p style="text-align: center;">措置区域</p> <p>横浜市・川崎市・相模原市 4月28日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加 5月12日から、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を追加 6月1日から、平塚市、小田原市、秦野市を追加</p>		<p>その他区域</p>
<p>収容率</p>		<p>人数上限</p>
<p>歓声・声援等が想定されないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<p>歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等 	<p>5,000人</p>
<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	
<p>営業時間短縮の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から21時まで <p>(酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止の協力要請)</p>		<p>営業時間短縮の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から21時まで <p>(酒類の提供は11時から20時まで 但し、提供本数制限や提供時間の制限など 実情に応じた対応)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ 		

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

各県立学校長 様

教育監

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について（通知）

各学校においては、令和 3 年 4 月 16 日付け高第 1193 号教育長通知「まん延防止等重点措置の実施期間中における県立高等学校等の教育活動等について」及び令和 3 年 4 月 16 日付け特第 1077 号教育長通知「まん延防止等重点措置の実施期間中における県立特別支援学校の教育活動等について」により、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら学習の継続に取り組んでいただいているところです。

そうした中、県立高校において、短期間に 12 名の教職員及び複数の生徒が新型コロナウイルス感染症に感染する事態が発生し、保健所から、職員室等における取組を含めた当該校における感染防止対策に関する助言をいただきました。

このところ県内においても、感染力の強い変異株による感染が広がっている状況があるとされていることや、この度の保健所から当該校への助言を踏まえると、今後、すべての県立学校において、感染防止対策に関する取組のさらなる強化を図ることが必要です。

については、各学校において、別紙の基本的な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るようお願いいたします。

なお、令和 3 年 3 月 24 日付けで財務課から通知した維持運営費（新型コロナ国庫対応分）は、別紙の感染防止対策用物品の購入等に活用するためのものであることを申し添えます。

また、年度内に予算が不足すると見込まれる場合は、教育局で対応を検討しますので、財務課へ御相談ください。

問合せ先
保健体育課
保健安全グループ 岡本、菅沼
電話 (045) 210-8309 (直通)
財務課
財務指導グループ 加藤、佐藤 (義)
電話 (045) 210-8113 (直通)

【基本的な感染防止対策等】

県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、基本的な感染症対策を強化し徹底すること

- ・ 登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用（飛沫防止）
- ・ 毎日の健康観察（登校前（出勤前）の検温の実施等）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校（出勤）させないこと。（発熱等体調不良のある者は自宅で療養し、医療機関への受診を勧める）
- ・ 同居の家族が陽性となり、児童・生徒等及び教職員本人が濃厚接触者に特定された場合、症状がなくとも出席停止（自宅待機等）となることの周知徹底
- ・ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒・アルコール消毒液による手指消毒等
- ・ 登校時、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会でのこまめな手洗いの徹底
- ・ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気の実施（室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用）
- ・ 教室、職員室等における身体的距離の確保（会議室等も活用し、執務室を分散）
- ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離の確保、食事中の会話の禁止、飲食物の共有禁止。また、食事後は速やかにマスクを着用する（必要に応じて職員室等にアクリル板等の飛沫防止パーテーションの設置場所の見直しや点検及び新規設置）。
- ・ 外食する場合は、黙食、個食、マスク飲食を徹底（特に教職員は、「感染防止対策取組書」を掲示していない飲食店の利用や、時短要請時間を超えた利用を行わない）
- ・ 教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、児童・生徒等に対しては、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えるよう指導（教職員も同様）
- ・ LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や早期の受診につなげる。

保体第 1271 号
令和 3 年 5 月 7 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

保健体育課長
高校教育課長
学校支援課長

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイド
ラインの改訂について（通知）

このことについて、令和 2 年 12 月 11 日付け保体第 2457 号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知によりお示したところですが、この度、別添写しのとおり、令和 3 年 4 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、令和 2 年 12 月 11 日付けの「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を改めましたので通知します。

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症対策を実施するとともに、引き続き、生徒への指導の徹底を図るとともに、教職員についてもこれらに留意した対応をお願いします。

また、県内においても変異株の割合が上昇し、感染懸念されていることも踏まえ、令和 3 年 4 月 23 日付け保体第 1217 号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に対応するようお願いいたします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

問合せ先

教育活動実施に当たっての保健管理に関すること

保健体育課

保健安全グループ 岡本、菅沼

電話（045）210-8309（直通）

教育活動全般に関すること

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話（045）210-8260（直通）

いじめ、偏見、差別等の防止に関すること

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話（045）210-8295（直通）

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」、同年8月28日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」及び、同年12月11日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、令和3年4月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めました。（下線部分が変更点及び追加事項）

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症対策に関する取組を強化し、生徒への指導の徹底を図るようお願いします。

また、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に対応するようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の基本的な考え方

- ア 各学校での感染拡大防止のための感染症対策に関する取組を強化すること。
- イ 毎日の健康観察（検温含む）及び発熱等の症状のある者の自宅休養について改めて徹底すること。
- ウ 同居の家族が陽性となり、生徒が濃厚接触者に特定された場合、症状がなくても出席停止となることを周知徹底すること。
- エ 登下校も含めた、マスクの適切な着用について指導徹底すること。
- オ 教室等における常時換気を基本とした換気の実施（室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用）をすること。
- カ 教室、職員室等において身体的距離の確保をおこなうこと。
- キ 教室等の共有部分については、消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液による消毒を行うことを基本とすること。また、流水と石けんで手洗いができない環

境では、アルコールを含んだ手指消毒液で手指の消毒を行うこと。

(※文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル [2021. 4. 28 Ver. 6]」の 34 ページに記載の「児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。」については県立学校においては適用しないことに留意)

ク 変異株への対策については、従来株と同様に、ガイドラインに示す感染症対策を徹底すること。

ケ 食事場面においては、感染を防ぐ指導を徹底すること。

コ 外出における感染症対策について指導すること。

サ 教育活動外においても、感染リスクの高い行動は自粛するよう指導すること。

シ LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート (行政)」や接触確認アプリ「COCOA」等の活用について促すこと。

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

【感染症対策】

(1) 感染症対策

ア 登校時における感染症対策

(ア) 登校前の対応について

○生徒には、登校前に検温及び健康観察を行わせ、健康観察票（一部改訂 R02. 8. 20、ICT を用いることも可）に記載させ、毎回学校に持参させるよう指導を徹底すること。健康観察票は、過去 16 日間（健康観察票 1 枚表裏）以上のものを保存させること。

○発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養させる。（「(2) 出席停止等の扱い」項目参照）

(イ) 登校時に検温、健康観察をしていない生徒への対応について

○生徒が持参した健康観察票を教室等で確認する際、登校前に体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。

○学校で検温及び健康観察を行う際は、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられる環境を用意すること。なお、登校時に健康状態を確認できなかった生徒が多数いる場合には、養護教諭や担任だけでなく、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備しておくこと。

○学校での検温は、県教育委員会が予算措置した非接触型体温計を使用すること

が望ましい。

(ウ) 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある生徒が登校した場合の対応について

- 当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導を徹底すること。その場合、出欠席の扱いは「出席停止」とすること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- 医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- 安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

(エ) 同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合の対応について

- 「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまるため、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となることを周知徹底すること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- 新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまるため、保護者の申し出により出席停止（自宅待機）とすること。

イ 登校後の感染症対策

(ア) 基本的な感染症対策の指導

- 学校での登校時、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底させること。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- 基本的には、流水と石けんで手洗いをを行うが、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒液を使用する。なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗わせるなどの配慮を行うこと。
- その他、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

(イ) マスク、ハンカチやタオル等の衛生用品の対応

- 毎日、清潔なマスク、手をふくハンカチやタオル等を持参させ、共用しないように指導すること。（布マスクに関しては洗濯方法について、家庭科の授業で取り扱ったり、保健指導等で周知したりする等の工夫を行う。）
- 国から送付された布マスクで不足する場合等は、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等を活用すること。（各学校において家庭科等で手作りマスクを作

成するなど工夫する。) また、県教育委員会が配付した緊急時のマスクも必要な時は活用する。

- マスクについて、学校教育活動においては、生徒及び教職員は、十分な身体的距離(概ね1~2メートル)が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離(概ね1~2メートル)が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、登下校中も含め校内でのマスクの着用を徹底すること。また、着用するマスクは、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。(文部科学省 事務連絡学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について〔令和2年5月21日〕参照)

※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いため、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合等で、これらをマスクの着用をせずに使用する場合は、身体的距離(概ね1~2メートル)を確保すること。

(ウ) 免疫力を高め、感染リスクを低減させる日常的な指導

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導すること。
- 清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することを指導すること。

(エ) 教室等の換気の徹底

- 冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、生徒の服装についても配慮すること。
- 冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、生徒に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内(授業中含む)の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気を基本とした換気を実施すること。窓は、二方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。)を幅10~20cm開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も検討すること。教室だけでなく、廊下の換気にも配慮すること。室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに(30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと)数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時

間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。
※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮すること。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

(オ) 座席の配置等の対応

- 教室、職員室等においては、必要に応じて部屋の分散をする等、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保すること。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。
- 座席の配置の工夫としては、生徒の席の間に距離を確保し（できる限り1～2メートル）、対面とならないような形とすること。
- 施設の状況や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気と座席の工夫を組み合わせるなど、状況に応じて柔軟に対応すること。
- 座席については、感染者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

(カ) 共用部分等の消毒対応

- 教職員等は共有部分（トイレなど）、生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）

- 教室、廊下（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールを使用することを基本とする。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。

- 教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用することを基本とする。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、生徒には扱わせないこと。

- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用

方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

○教材、教具等、生徒間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

ウ 保健室における感染症対策

(ア) 換気の徹底

○「イ 登校後の感染症対策 (エ) 教室等の換気の徹底」と同じ扱いとする。

(イ) 来室した生徒への対応等

○向かい合わせを避け、十分な距離（概ね1～2メートル）を保ち、3つの密にならない環境を設定すること。具体的な例として次のような工夫を行うこと。

- ・部屋のレイアウト変更。
- ・生徒等が一度に複数来室した際の対応として、順番待ちのための床へのマーキングや椅子の設置等。
- ・入室人数の制限。
- ・健康相談の予約制、時間制限等による来室人数の調整。

○養護教諭や教職員が来室する生徒に対応する際は、常にマスクを着用し、必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を行うこと。

○養護教諭や教職員は、生徒に対応するごとに手洗い又はアルコール消毒、うがいを行うこと。

○ゴミは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。

○生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合は、安全に帰宅させる。安全に帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させること。なお、対応は限られた者が行うようにすること。

(ウ) 部屋の消毒等

○養護教諭等はドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごと等こまめに消毒液等を使用して清拭消毒を行うこと。その他は、「イ 登校後の感染症対策 (カ) 共用部分等の消毒対応」と同じ扱いとする。

エ 変異株の特徴と感染症対策

(ア) 変異株の特徴等

○従来株よりも感染しやすい可能性のある変異株については、厚生労働省の資料によれば、「英国の専門家会議の見解によると、従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株は、子どもが大人よりも感染しやすいということではなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある」とされており、大人

と比較して特に子供が感染しやすいという証拠は現時点で得られていません。

また、日本小児科学会の関係委員会の見解によれば、変異株が子供により重い症状を引き起こす可能性を示す証拠もこれまでに得られていません。

さらに、厚生労働省に置かれた専門家のアドバイザリーボードでは、「現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない」と評価・分析されています。

一方で、子供への罹患率が低いとされていた従来株と比較すると、変異株の子供への感染力は強い可能性があるため、今後のウイルスの変異の動き、感染の広がりやすさや重症化率など、児童生徒等への影響については引き続き注視していく必要があります。

(イ) 変異株の感染症対策

○国立感染症研究所によれば、変異株への対策としては、従来株と同様に、「3つの密」(特にリスクが高まる5つの場面※)の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されていることから、変異株への対策については、従来株と同様に本ガイドラインに示している感染症対策を徹底すること。

【※ 特にリスクが高まる5つの場面】

場面1：飲酒を伴う懇親会等

場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

場面3：マスクなしでの会話

場面4：狭い空間での共同生活

場面5：居場所の切り替わり

(2) 出席停止等の扱い

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把握するとともに、体調不良の生徒がいないか確認する。臨時休業の判断を保健体育課に連絡する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」(学校保健安全法第19条)※	その間は健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	—
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	—

※ R2.6.19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

【生徒の健康管理】

ア 心身の健康観察

- (ア) 登校時に、生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。
- (イ) 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。(「感染症対策(2)出席停止等の扱い」項目参照)
- (ウ) 生徒の心身の健康状態に鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- (エ) 特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状		ストレス症状
最高体温		不安や怖さを感じる
呼吸器症状	せき	イライラが解消されない
	息苦しい	孤独や寂しさを感じる
	鼻みず・鼻づまり	疲れがとれない
	のどが痛い	眠れない
その他	全身がだるい	勉強がはかどらない
	頭痛	その他
	下痢	
	はき気・嘔吐	
	関節筋肉痛	
	味や匂いがわかりにくい	
	その他	

イ 罹患状況の把握について

- (ア) 学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- (イ) 特に、基礎疾患を有する生徒は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。
- (ウ) 発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当する場合は、受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- (エ) 生徒が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける予定となった場合又は検査を受けた場合は、速やかに保健体育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 昼食時など食事場面の指導等について

【昼食時の指導について】

- 食事の前の手洗いを徹底するよう指導すること。
- 昼食時など食事場面で感染リスクが高まることを踏まえ、飛沫感染防止の観点から、

次のことについて生徒に指導を徹底すること。

- ・他の生徒と離れて食事をする事。
- ・対面で食事をとらず教室の正面を向いて食事をする事。
- ・食事中的会話を禁止すること。
- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・食事後は速やかにマスクを着用すること。
- ・必要に応じて、アクリル板等の飛沫防止パーテーションの設置場所の見直しや点検及び新規設置の対応を行うこと。

○教室に余裕がある場合などは、ホームルーム教室以外の教室を有効活用することで、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。

【部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について】

- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

4 清掃活動について

【校内の清掃について】

- 「通常登校」の段階から、生徒による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底すること。特に、生徒にゴミを回収させる際は、ビニール袋を密閉して縛るよう指導すること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう指導すること。
- 教室、廊下（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールや消毒効果が確認されている界面活性剤等を使用する。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。（再掲）
- 教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、ゴミの持ち帰りを指導したり、ゴミを小さなビニール袋にまとめて捨てさせる、教室にごみ箱を置かず学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置したりするなどの工夫を引き続き行うこと。（使用済みのマスクの扱い等には十分注意すること。）

【トイレの清掃について】

- トイレの清掃については、生徒が、床の清掃、便器の水洗い、トイレトペーパーの補充等を行うことを可能とするが、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒については生徒が行うことのないようにすること。

5 その他の指導等について

【教育活動外での行動について】

- 外食する場合は、黙食、個食、マスク飲食を徹底すること。
- 生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、生徒等に対しては、授業後や部活動終了後だけでなく、週

休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えるよう指導すること。

【新型コロナウイルス感染症に関する情報収集方法について】

○LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や早期の受診につなげるよう指導すること。

※LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」（神奈川県・新型コロナウイルス感染症対策ポータル・（4月28日更新）一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をLINEでサポートしますページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/line/index.html>

※新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

6 いじめ、偏見、差別等の防止について

【いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について】

○学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を生徒に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、次の動画を活用するなどして生徒を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

○学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である生徒が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。

○新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないように、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて生徒に指導すること。

○いじめ、偏見、差別等の兆候や、生徒が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまうことがないように、教職員は、生徒の様子を細かく観察、把握するとともに、生徒のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。

○必要に応じてスクールカウンセラー等による生徒の心のケア等を実施するとともに、生徒の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」0466-81-8111

なやみいおう
0120-0-78310（フリーダイヤル）

※LINEを活用した生徒相談「SNSいじめ相談@かながわ」

（相談窓口につながる二次元コードを記載したカードは学校に送付済み）

次のURLで二次元コードを記載したホームページにアクセスできる。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

7 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

【学校で感染者が発生した場合の臨時休業について】

- 令和3年4月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」における「学校で感染者が発生した場合の臨時休業について」は、昨今の神奈川県内の感染状況に鑑み、当面の間、対応の変更は行わないこととする。
- 濃厚接触者の特定は保健所が行うが、生徒の出欠状況により、明らかに濃厚接触者がおらず、教育活動の継続について、既に保健所の判断、学校医の意見を聴取している場合は、柔軟に対応することとする。学校は、保健体育課に相談する。

【感染者が出た場合の当面の対応の概要】

- 対応が決定するまでの間、校長は、感染症の予防上必要があるときは、保健体育課と協議のうえ、臨時に学校の全部を休業とする。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）また、臨時休業の実施について、速やかに生徒・保護者に周知する。
 - 対応の決定に当たっては、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、保健体育課と協議し決定する。（学校において予防すべき感染症の季節（平成30年3月発行）
 - ※ 教育活動中の場合は、速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び生徒の帰宅（登校禁止）及び生徒の自宅待機を指示する。
 - ※ 生徒の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付
 - 保健所の指示に基づき、学校は、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定への協力、他の生徒及び教職員の健康状態の把握、校内の消毒等の対応を行う。
 - ※ 学校は、①保健所による濃厚接触者の特定、②保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了、③保健所による学校再開の見解、④学校医による学校再開の見解、を確認し、県教育委員会と学校再開または臨時休業について協議する。
- * 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応の詳細については、【別添資料1】令和2年6月11日付保健体育課長通知「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について（令和2年6月11日時点）」及び【別添資料2】令和2年9月4日付保健体育課長事務連絡「週休日等（授業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応」（別紙を一部修正）を確認し、対応すること。

知事メッセージ

本県に、まん延防止等重点措置が適用されて約5週間が経過しました。

感染拡大の兆候をいち早く捉え、まん延防止等重点措置を講じてきた本県では、いわゆる第3波で見られた感染の急拡大は、何とか回避できています。この間の県民、事業者の皆さんのご協力に深く感謝します。

しかし、新規感染者数は、減少傾向ではありますが、現在も200人を超えるなど高止まっており、まだ、感染状況を判断する全ての指標は、依然としてステージⅢの水準にあります。

また、感染力の強い変異株の割合が8割を超えており、若い方でも重症化するなど、重症化率が高くなっています。さらに、入院が長期化する傾向が見られるなど、警戒を緩められる状況にはありません。

こうした状況から、本日、国は、本県におけるまん延防止等重点措置の適用を、6月20日まで延長しました。

県民、事業者の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけすることとなり、大変心苦しいですが、新型コロナウイルスから、皆さんの「いのち」を守るため、改めて、次の事項を要請します。

(事業者の皆さんへ)

- 17市町を対象としてきた、まん延防止等重点措置を行う区域(措置区域)に、6月1日から平塚市、小田原市、秦野市を追加します。
- 措置区域となる20市町では、次の事項を要請します。
 - ・ 飲食店においては、20時までの時短営業と、酒類・カラオケ設備の終日提供停止
 - ・ 1,000平米を超える大規模な集客施設においては、20時までの営業時間の短縮
- 措置区域以外の市町村では、次の事項を要請します。
 - ・ 飲食店においては、21時までの時短営業と、カラオケ設備の終日提供停止。酒類の提供は、本数制限、時間制など、店舗の実情にあった対応
- 時短営業に応じていただいた飲食店や、大規模集客施設に対しては、引き続き、一定の条件のもとで協力金をお支払いします。県は、協力金の迅速な支給に努めていきます。

また、酒類の提供停止の影響を受ける飲食店以外の事業者に対しても、今後支援策を検討します。
- 県は、飲食店が感染拡大防止を図りながら営業できるよう、マスク飲食実施店認証制度を進めています。県は、認証店を「安心して利用できる店」として積極的にPRするほか、インセンティブの更なる充実に努めます。

- 措置区域内において、県の要請に応じていない店に、多くの客が訪れている実態があります。感染拡大防止に加え、要請に応じていただいている店と公平性を保つために、県は特措法に基づく命令等を行っていきます。
- 県内全ての集客施設では、施設内外で混雑が生じないように、入場制限など、引き続き入場整理の徹底をお願いします。
- 在宅勤務の徹底を図るとともに、従業員に対する会食の自粛や不要不急の外出自粛等の周知をお願いします。

(県民の皆さんへ)

- 変異株による感染が主流になっていますが、変異株への特別な対策はありません。県民の皆さん一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、M (適切なマスク着用)・A (アルコール消毒)・S (アクリル板等で遮蔽)・K (距離と換気) の基本的な感染防止対策を徹底することが、何よりも重要です。
- また、マスクをしていても、複数で同じ場所に長時間いたことで感染した例もみられますので、できるだけ短時間、特に換気を徹底してください。少人数だから、屋外だから、若いから大丈夫という考えも厳禁です。
- 外出や県境を跨ぐ移動は、生活に必要な場合を除いて、引き続き自粛してください。
- 感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。外食する際は、昼夜を問わず、短時間にしていいただき、マスク飲食を徹底してください。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みや、家族以外の方とのホームパーティーなどは、絶対にやめてください。
- 発熱等の症状が見られる場合には、職場への出勤、学校への登校やクラブ活動等の参加は、やめてください。

県は、引き続き、神奈川モデルによる医療提供体制の確保に、全力で取り組んでいきます。また、感染防止に大きな効果が期待できるワクチンを、一刻も早く県民の皆さんに接種できるよう、市町村とともに、接種体制の充実に取り組んでいます。

6月20日までで、まん延防止等重点措置が終えられるよう、感染拡大防止に向け、引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年5月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治